

年金額

概要

年金額、年金総額

[年金額]

年金の給付水準は、厚生年金については、現役の賃金の一定割合を保障するという考え方に、基礎年金については、高齢期の基礎的な生活を支えるという考え方にたって設定されている。

[年金総額]

年金総額は、平成18年度末で、国民年金が15兆8,168億円、厚生年金で24兆2,932億円であり、どちらの制度においても老齢年金総額の占める割合が高くなってきている。

詳細データ①

制度改正に伴う年金額の推移

〔国民年金〕

	平成6年改正	平成12年改正	平成16年度 (4月からの実際の額)	平成16年改正 (平成16年10月)
老齢基礎年金	65,000円	67,017円	66,208円	65,075円
障害基礎年金(1級)	81,250円	83,775円	82,758円	81,342円
障害基礎年金(2級)	65,000円	67,017円	66,208円	65,075円
遺族基礎年金(子1人)	83,700円	86,300円	85,258円	83,800円
老齢福祉年金	33,300円	34,333円	33,925円	33,342円

〔標準的な年金受給世帯の年金額(夫婦の基礎年金+夫の厚生年金)〕

	平成6年改正	平成12年改正	平成16年改正 (4月からの実際の額)	平成16年改正 (平成16年10月)
標準的な年金額 (制度成熟時)	230,983円	238,125円	233,299円	230,700円

詳細データ②

平成20年度の年金額

1月25日、総務省より、平成19年平均の全国消費者物価指数(生鮮食品を含む総合指数)の対前年比変動率は0.0%となった旨発表された。



平成20年度の年金額については、物価の伸びが0.0%であることから、新規裁定者、既裁定者いずれも据え置きとなる。

(注) 新規裁定者の年金額は、本来、賃金の伸びで改定することとされているが、賃金の伸びはマイナス0.4%で、物価の伸びよりも低いため、物価の伸びで改定することとなる。

※なお、平成12年度から14年度のマイナス物価スライド(累積マイナス1.7%)を据え置いていることから、現在の年金額は、本来水準よりも1.7%高い水準の年金額(物価スライド特例水準の年金額)となっている。

このため、引き続き、物価スライド特例水準の年金額が支給されることになる(平成19年度の年金額を据え置き)。

《平成20年度の年金額》

(月額)

	平成19年度	平成20年度
国民年金 [老齢基礎年金:1人分]	66,008円	66,008円
国民年金 [老齢基礎年金:夫婦2人分]	132,016円	132,016円
厚生年金 [夫婦2人分の老齢基礎年金を 含む標準的な年金額]	232,592円	232,592円

(注) 厚生年金は、夫が平均的収入(平均標準報酬36.0万円)で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯の新規裁定の給付水準

※ 平成16年改正で導入されたマクロ経済スライドによる調整については、物価スライド特例措置による物価下落率の累積分(1.7%)が解消された後に開始されることとされており、平成20年度においては行われない。